

東海市告示第99号

東海市子育て世帯訪問支援事業実施要綱を次のように定める。

令和6年4月1日

東海市長 花田勝重

東海市子育て世帯訪問支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。

(支援の対象)

第2条 この事業の対象は、次に掲げるような状態にある者（以下「支援対象者」という。）を対象とする。

- (1) 保護者に監護させることが不適當であると認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- (2) 食事、生活習慣等について不適切な養育状態にある児童等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- (3) 若年妊婦等、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦
- (4) その他事業の目的に鑑みて市長が本事業による支援が必要と認める者（支援を要するヤングケアラー等を含む。）

2 前項の規定にかかわらず、緊急その他やむを得ない理由により市長が特に必要と認める家庭については、この事業の対象とする。

(支援の内容)

第3条 この事業では、支援が必要となる可能性がある家庭に対し、必要に応じて関係機関からの情報収集を行い、家庭の養育状況を把握した上で支援の必要があると判断した場合に、支援目標、支援内容、支援方法、支援スケジュール等を示した支援計画を作成し、訪問支援員を派遣して、次に掲げる支援を家庭の状況に合わせて包括的に実施する。

- (1) 家事支援
- (2) 育児・養育支援
- (3) 子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談又は助言
- (4) 地域の母子保健施策又は子育て支援施策等に関する情報提供
- (5) 支援対象者及び児童の状況・養育環境の把握並びに市長への報告
- (6) その他市長が特に必要と認めた援助
(訪問支援員の要件)

第4条 訪問支援員は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 保健師、助産師、看護師、准看護師、保育士、幼稚園教諭、介護福祉士、訪問介護員の資格を有する者又は育児に関する知識や経験があり、市が認める研修を受講した者
 - (2) 次に掲げる欠格事由のいずれにも該当しない者
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第35条の5各号に掲げる法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者
- (支援期間)

第5条 1回の支援計画は原則として3月以内とし、1回の計画が終了するごとに支援の効果を評価し、継続の必要性を判断するものとする。この場合において、継続

の必要が認められるときには、別途、協議するものとする。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。